

NEWS RELEASE

報道関係各位

2020年2月19日

No. 20200219

訴訟の勝訴判決に関するお知らせ

セーレン(株) (東京本社：港区南青山 福井本社：福井市毛矢 / 代表取締役会長：川田達男) は、本日、福井地方裁判所より、当社勝訴の判決が下りたことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

本件は、九頭竜川中部漁業協同組合が、当社の二日市事業所からの排水が、法令が定める基準を上回っているとして、排水の差止を福井地方裁判所に請求していたものです。

福井地方裁判所は、以下の理由により、九頭竜川中部漁業協同組合の請求を棄却しました。

- ①九頭竜川中部漁業協同組合の主張する基準は、海や湖沼に排出する際に適用される基準であり、河川に排出する二日市事業所の排水には適用されない基準である。
- ②二日市事業所の排水は、河川に適用される法令基準を満たしている。

2. 当社の環境保全に対する姿勢

当社は、全ての事業活動を通じ、最終製品への環境配慮はもとより、廃棄・回収・リサイクルにいたるまで、環境品質をより一層高めた新たなビジネスモデルによるサービスをお客様に提供し続けております。

今後とも、事業所からの排水の水質管理はもちろんのこと、環境負荷を低減する取り組みに一層努めてまいります。

※裁判内容の詳細は、別紙をご参照ください。

以上

別紙 裁判内容

本件は、原告九頭竜川中部漁業協同組合において当社二日市事業所の排水を調査したところ、法令の基準を上回っていたとして、当社を被告として二日市事業所からの排水差止を請求する本訴、ならびに排水差止の仮処分申立を福井地方裁判所に提起していたものです。

事件名

- ・排水差止請求事件（福井地方裁判所 令和元年（ワ）第201号）
- ・排水差止請求仮処分命令申立事件（福井地方裁判所 令和元年（ヨ）第24号）

原告は、訴状の中でCOD（化学的酸素要求量）およびSS（浮遊物質）が法令の基準を超えていると主張しました。

これに対し当社は、このうちCODの基準は、水質汚濁防止法上、海域および湖沼に排出される排出水に限って適用されるものであり、河川に排出される当社の排水には適用されないことを説明。

SSについては、行政機関の検査において法令の基準を大幅に下回っていることに加え、月2回自主検査を行い水質管理に万全を期していることを主張しました。

その後も、原告は、CODの基準は河川にも適用されるべきという主張に固執しましたが、裁判所は、これ以上審理を重ねても原告が当社の法令違反を立証することは不可能と判断し、原告の請求を棄却するとともに、仮処分申立を却下しました。判決文の概要は以下のとおりです。

判決文の概要

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

当裁判所の判断

CODの排出基準は海域及び湖沼に排出される排出水に適用されるものであり、本件排水による排出水のCODの測定値が法令の定める基準を上回っているとか、民事上違法性が認められるとはいえない。

被告が平成27年9月から令和元年6月までに受けた福井市の抜き打ち検査では、被告の二日市事業所の排水におけるSSの測定値は全て基準値を下回っている。

また、本件排水による排水におけるSSの測定値が法令に定める基準を上回っている事実は認められない。

以上によれば、本件排水に原告主張の違法性は認められない。

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

報道関係の方からのお問い合わせ先

セーレン株式会社 総務部 井上哲也 黒川誠也
福井本社 TEL 0776-35-2113

*本件の配信先： 福井経済記者クラブ